

ポルトガル内政

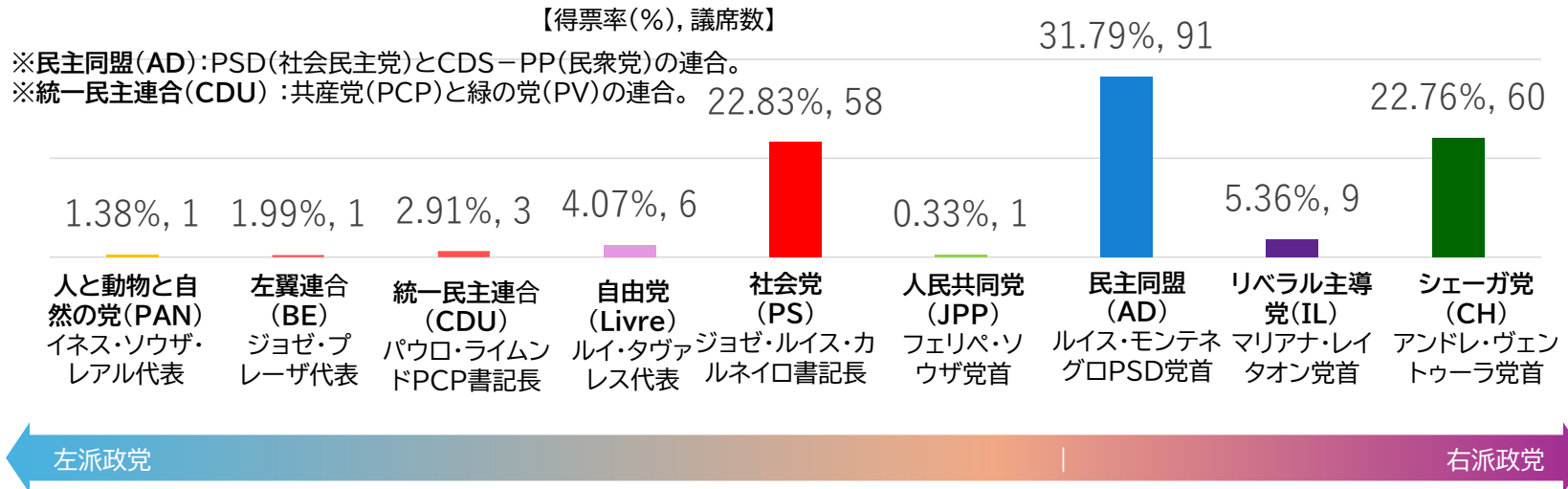
在ポルトガル日本国大使館 総・政務班ブリーフ

0. ポルトガル共和国議会勢力図

概要

- ◆ 2025年5月共和国議会選挙が行われ、与党・民主同盟(AD)が勝利。レベロ・デ・ソウザ共和国大統領(当時)は、モンテネグロPSD党首を首相として再指名。
- ◆ 2025年5月の選挙の結果、ADは第一党を維持。最大野党PSは大幅に得票率を落とし、20議席減の58議席となった。右派・保守政党のCHは、10議席増の60議席を獲得。CHは第二党に躍進し、PSは史上初めて第三党に転落した。
- ◆ 右派勢力(AD、CH、IL)で160議席を占め、議会の3分の2を必要とする憲法改正や司法機関の人事等を右派政党のみで行うことができるようになった。

2025年選挙結果による議会配分



1. 共和国議会における右派政党の伸張

①右派政党シェーガ（CH）の台頭と躍進

- ポルトガルでは1974年の独裁制終結以降、伝統的に中道左派・社会党（PS）と中道右派・社会民主党（PSD）が交互に政権を担ってきた。
- 2019年にCHが初の議席を獲得。既存政党への批判票（移民問題、汚職等）を取り込む形で、2022年以降躍進。
- CHは当初はロマ民族の問題を提起し、ロマ民族が目立った南部のファロ地区で支持を広げた。その後、2024年3月の選挙以降は主に南西アジアからの移民を取り上げ、移民問題・汚職を争点化。

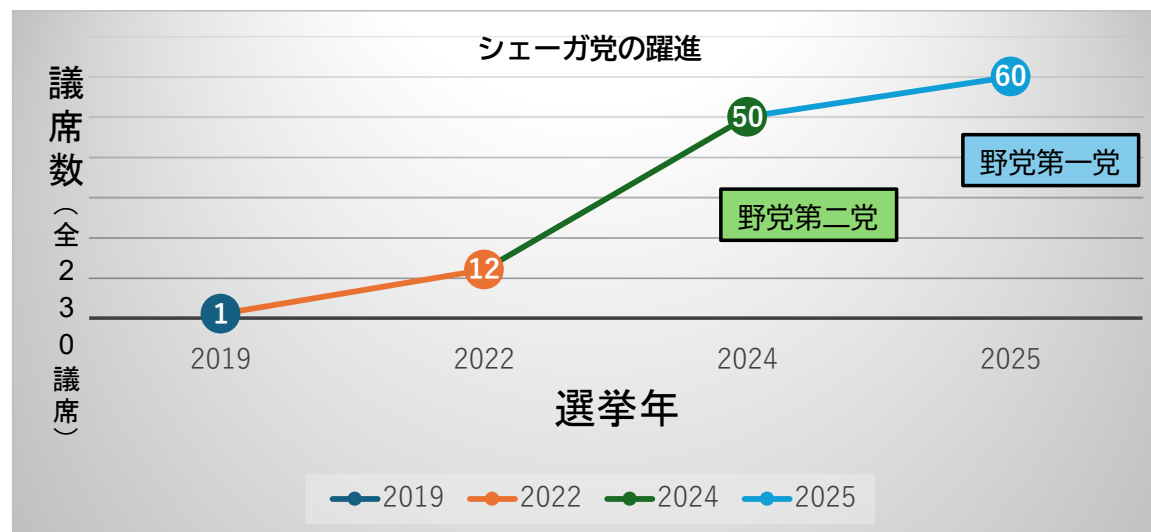
シェーガ党（Chega）



設立：2019年4月9日

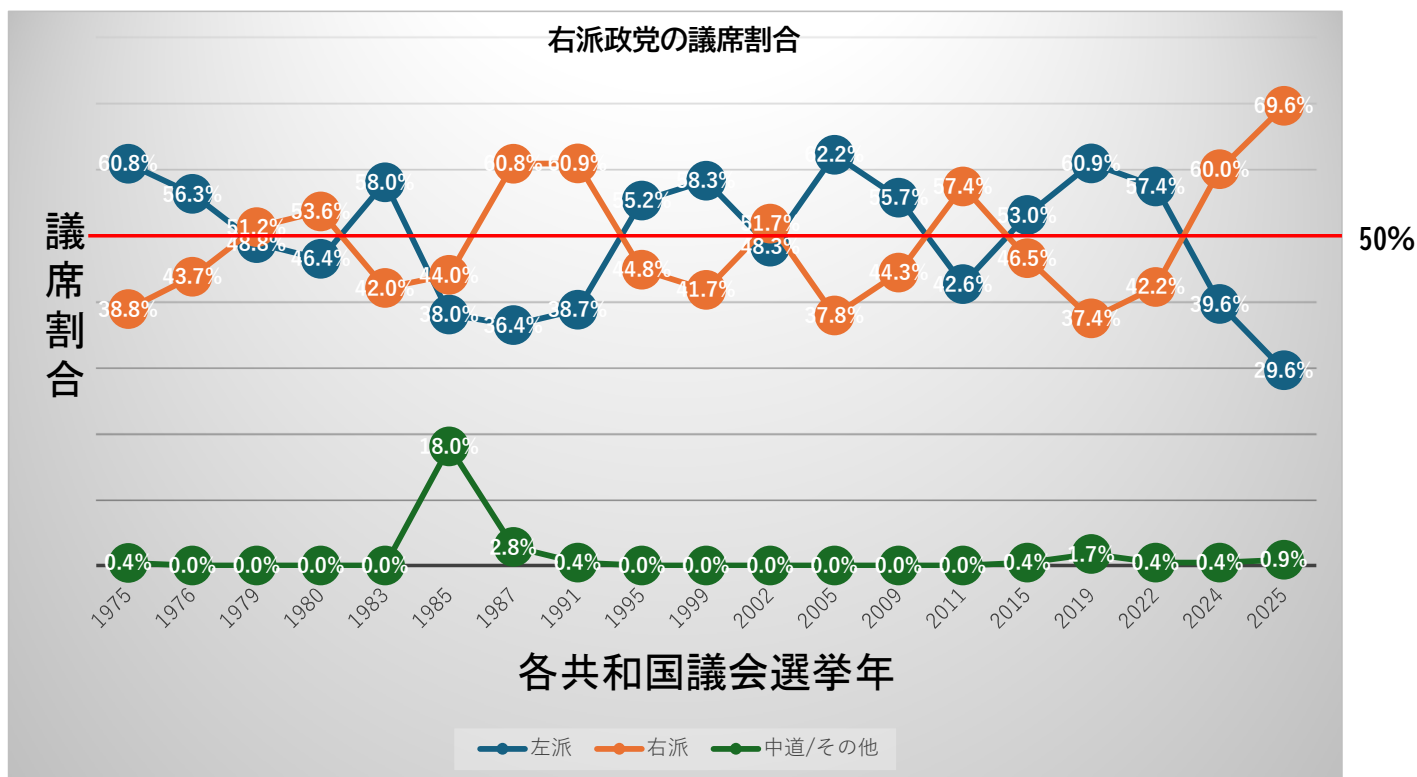
党首：アンドレ・ヴェントウーラ

- ・元PSD党员
- ・ベンフィカTVの元コメンテーター
- ・コーク大学で博士号（法学）を取得

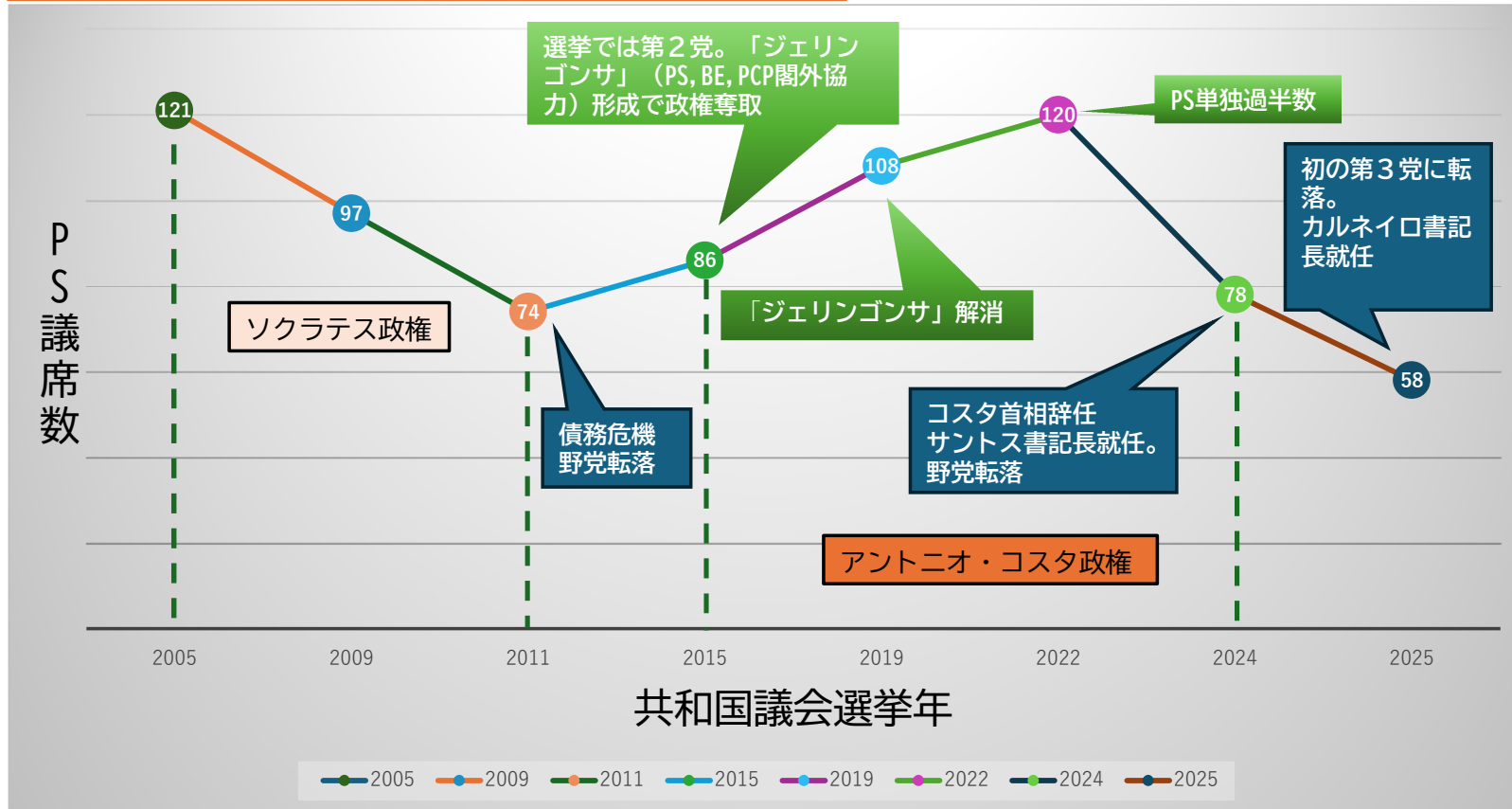


② 民主同盟（AD）、シェーガ党（CH）、リベラル主導党（IL）右派勢力による議会での多数確保

- AD、CH、ILの3党で160議席（全230議席）。ポルトガル政治史上最大規模の右派躍進。
- 議会で右派が3分の2を占めることから、右派のみで憲法改正も可能。
- ADは2025年の共和国議会選挙以前はCHとの対話・協力を拒否していたが、案件ベースでCHとも対話。野党第二党PSはAD提出の予算案等に賛成せずとも棄権することで成立させる等、決定的な政局を避ける対応をとっており、ADはCHとPSの動きを見つつ政権運営を実施。



③ 伝統政党・社会党（P S）の党勢の動き



- 5月の世論調査ではP Sが支持率で1位（33.4%）（2位シェーガ党（23.5%）、3位は与党AD（23.2%））。
- ジョゼ・ルイス・カルネイロ書記長の下、党勢回復傾向。

2. 最近の重要法案（国籍法・刑法改正令）

①国籍法改正令

施行日	2026年5月19日
主な内容	①国籍取得に至る居住期間要件厳格化、②国内出生児の国籍付与要件厳格化
経緯	<ul style="list-style-type: none">・ 2025年10月29日、共和国議会にて可決。野党PSは改正国籍法・刑法ともに違憲の疑いありとして憲法裁判所（TC）に審査を要求。同年12月15日、TCは改正国籍法の複数の条項、刑法の国籍剥奪措置について違憲判断。法案は議会に差し戻された。・ 2026年4月15日、共和国議会は改正国籍法を再度可決。野党PSは刑法剥奪措置を定めた刑法改正案をTCに付託。・ 2026年5月3日、改正国籍法は公布されたものの、TCは国籍剥奪措置を定めた刑法改正について再度違憲判断を行い、大統領により議会へ差し戻された。

（変更点の具体例）

項目	改正前	改正後
帰化申請に必要な合法居住年数	一律5年 ※居住年数起算点は在留許可申請時	ポルトガル語圏諸国及びEU加盟国民は7年、その他は10年 ※居住年数起算点は在留許可取得後
移民の子の出生時国籍取得条件	親の一方が少なくとも1年居住	親の一方が合法的に少なくとも5年居住

②刑法改正令（違憲判断により議会へ差し戻し）

施行日	未定
主な内容	一定の重大犯罪に対して付加刑として帰化者への国籍剥奪措置を規定
経緯	・ 2026年5月3日、TCは国籍剥奪措置を定めた刑法改正について2025年12月に続いて再度違憲判断を行い、大統領により議会へ差し戻された。

（憲法裁判所による違憲判断の主な論点）

項目	内容
平等原則	国籍剥奪措置が帰化者にのみ適用され、生来のポルトガル人に適用されない。（2種類のポルトガル人が存在してしまう）
比例原則	議会で可決された案はスパイ行為やテロのほか殺人、奴隷化、強姦、性的虐待を犯した帰化者への国籍剥奪措置を規定していたが、TCは国籍は国籍剥奪が許容されるのは国家の安全に対する犯罪（スパイ、反逆罪）やテロ関連犯罪等であると判断。これら以外の犯罪に対して国籍剥奪を行うのは過度な措置であると判断。